

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月20日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530021

研究課題名（和文） 事業承継税制の研究

研究課題名（英文） Research on Taxation of Business Succession

研究代表者

澁谷 雅弘（SHIBUYA MASAHIRO）

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80216035

研究成果の概要（和文）：

事業承継税制は、日本に限らず、アメリカやドイツの例をみても、事業承継の円滑化のための政策としては、十分に検討が行われておらず、事業承継円滑化のための他の施策とも関連性を持っていない場合が多いため、その効果についても疑問がある。むしろ、事業承継税制は、日本やドイツの最近の法改正からも見られる通り、相続税の課税強化に伴い制度が充実される傾向がある。

研究成果の概要（英文）：

The taxation of business succession is not well-argued as a policy for the smooth business succession in Japan, US or Germany. And the effect of the taxation is open to question, because that is less relevant to the other measures for the facilitation of business succession. Rather, as can be seen from the recent legislative changes in Germany and Japan, there is a tendency that the taxation is enhanced due to the strengthening taxation of inheritance tax.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：租税法

1. 研究開始当初の背景

事業承継税制とは、中小・零細企業等のオーナー経営者が、相続や生前贈与によりその後継者に事業を引き継ぐ際の、税制上の措置をいう。相続税・贈与税の軽減措置を中心とするが、それに限定されず、所得税等の措置を広く含む。

我が国では、平成21年度税制改正により、

新たな事業承継税制として非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が導入された。この制度については、既に様々な解説書等が出版されており、私も論考を発表している。平成21年の租税法学会においてもテーマの一つとして取り上げられるなど、社会的にも注目を集めている。しかしながら、これまでの研究の多くは、納税猶予制度の適用

要件についての分析や問題点の指摘、納税猶予による課税軽減の効果等を検討したものが大部分である。納税猶予制度に関して、相続税制の本質論や、諸外国との比較法的研究、中小企業政策全体の中での位置づけ等について踏み込んで検討した研究は未だ少ない。

相続税制は、富の再分配を主な目的の一つとしており、相続財産の一部を処分して納税に当てることも予定されている。それに対して、事業承継税制は、オーナー経営者からその後継者に円滑に事業を引き継がせることを目的とする。このような両者の緊張関係があり、事業承継税制に対する消極論も従来から根強く、税制調査会では事業承継税制に対して慎重な態度をとり続けてきた。事業承継税制の租税理論上の正当性について研究するためには、相続制度や相続税制の本質論にまで遡った検討が求められる。

また、従来は事業承継税制というと、比較的規模の小さい企業を念頭において、それらが相続の際に相続税が払えない、相続税を払うためには事業用の資産まで処分しなくてはならないという事態を主に想定していたものと思われる。しかし、新たな事業承継税制の検討のプロセスにおいては、むしろ非上場の企業の中でもある程度は規模が大きいもの、国際的な取引まで行うようなものまでも念頭に置いて、そのような企業の競争力を維持する、あるいは相続の際のさまざまな負担を軽減するという観点が強く現れている。加えて、中小企業の雇用に対する影響力の大きさも考慮して、雇用の確保が重要な政策目的とされている。このような方針転換には、ドイツにおける事業承継税制の議論が大きく影響しているものと思われる。ドイツでも最近、新たな事業承継税制として相続税の納税猶予制度が大幅に拡充されているが、ここでは雇用の確保を要件とするなど我が国との共通性がみられる。この度の納税猶予制度の導入については、中小企業基盤整備機構内の事業承継協議会に事業承継税制検討委員会がおかれてそこで検討が行われたが、そこでの議論や、所轄官庁である中小企業庁の担当者もドイツの新たな事業承継税制を強く意識していた。

さらに、納税猶予制度は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づいたさまざまな措置の1つとして導入されている。この法律では、税制上の措置の他に、非上場株式等に関する民法上の遺留分の特例や、事業承継の際の金融支援について定めている。すなわち、新たな事業承継税制は、中小企業に対する支援策の一つとして導入されている。

2. 研究の目的

新たな事業承継税制としての、非上場株式

等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、相続制度や相続税制の本質論に踏み込んだ検討、およびドイツを中心とする諸外国との比較法的研究を行い、事業承継税制の、租税理論上の正当性の有無や、中小企業政策としての合理性の有無を明らかにする。

3. 研究の方法

(1)内外の資料の収集

国内及び外国の相続税制および事業承継税制に関する資料を収集した。過去の資料は、東北大学に相当の蓄積があるので、近年のものを中心に包括的な資料収集を行った。

(2)納税猶予制度の活用状況についての情報収集

納税猶予制度が中小企業経営者にどの程度利用されているか、中小企業関係者や租税実務家への聞き取り等により情報収集を行った。

4. 研究成果

(1)従来の事業承継税制とその評価

日本の従来の事業承継税制としては、小規模宅地の負担軽減措置、農地等についての納税猶予制度がある。また、財産評価基本通達に定められている取引相場のない株式の評価方法も、事実上の事業承継税制として機能していた。

小規模宅地の負担軽減措置とは、被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその親族が事業の用又は居住の用に供していた宅地等について、一定面積までは（適用面積）その評価額の一定割合（減額割合）を相続税の課税価格に算入しないという措置である。昭和58年にこの措置が導入されて以来、制度改正が繰り返され、適用面積および減額割合ともに拡大されてきている。

農地等についての納税猶予制度は、昭和49年に導入されたもので、一定の要件の下に農地を贈与又は相続により取得した場合に、相続税または贈与税の納税が猶予される。そして、農業経営の継続等の要件が充足されれば、贈与税または相続税の一部が免除される。これは農地の特殊性に由来する制度であり、以後の法改正によりむしろ要件が厳格化されている。他方で、本制度は、後の非上場株式に係る納税猶予制度導入にも影響を与えている。

取引相場のない株式の評価に関しては、昭和58年および平成12年の通達改正が重要である。昭和58年改正においては、小会社の株式の評価において、従来は純資産価額方式しか認められていなかった点を、類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式も認めることとされた。これは、株式評価において収益性の要素も加味するという考え方によるものであるが、結果的に株式の評価

額を相当に引き下げることとなる。さらに、平成12年の通達改正においては、類似業種比準方式につき収益性の要素をさらに重視するように株式評価方法が改められた。

このように、日本では従来から、相続税に関して事業承継のための多様な措置が用意されていた。おそらくそれだけ、政治的・社会的な要請が強いのであると思われる。

しかしながら、事業承継税制に対する批判的意見も少なくない。例えば、旧税制調査会は、「自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等」、「次世代の経営能力の如何を問わず事業資産が移転され、資源配分の効率性を損なうこと」、「事業用資産を持たない給与所得者の相続税負担とのバランス」等の問題を指摘していたが、これは一定の正当性を持つと思われる。

(2) 経営承継円滑化法の制定と納税猶予制度の導入

① 納税猶予制度

平成21年には、新たな事業承継税制として非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が導入された。

本制度の特徴は、これが経営承継円滑化法に基づいたさまざまな措置の1つとして導入されているという点である。そして、納税猶予制度自体も、単なる相続税の減税措置にとどまらず、事業承継の円滑化という政策目的に相応しいものとすべく仕組まれている。

本制度の趣旨は、以下の通りである。まず、従来は事業承継税制という、比較的規模の小さい企業を念頭において、相続の際に相続税が払えない、あるいは相続税を払うためには事業用の資産まで処分しなくてはならないといった事態に対応することを想定していたものと思われる。しかし、本制度は、非上場企業の中でもある程度規模が大きいものまでを対象として、そのような企業について経営者の承継が生じた際のさまざまな負担を軽減し、もって当該企業の競争力を維持することを想定している。また、中小企業の雇用に対する影響力の大きさを考慮して、雇用の確保という点が重要な政策目的とされている。なお、本制度導入の際に、結局は実現しなかったものの、相続税の遺産取得税方式への移行が検討されていたことも見逃せない。

他方で、上記の制度趣旨を生かし、なおかつ事業承継税制に対する従来からの批判に応えようとして、制度の適用要件が相当に厳格化され、結果として中小企業の経営者にとって若干使いにくい制度になってしまったともいえる。

次に、本制度の基本的仕組みは以下の通りである。本制度の適用を受けるためには、「経営承継円滑化法」に基づく経済産業大臣の関

与が前提とされている。まず経営者の相続前に、事業承継の計画的な取り組みについて経済産業大臣の確認を受ける必要がある（事前確認制度）。

それに加えて、経営者の相続開始時には、会社や後継者の要件について経済産業大臣の確認を受けなければならない。相続人が筆頭株主であり、相続人等が株式の過半を保有していること等が要件とされている。

更に、相続の後にも、事業の継続について経済産業大臣のチェックを受ける必要がある。相続後5年間相続人が引き続き代表者であること、雇用の8割以上を維持すること（雇用確保要件）、株式を継続保有すること等が要件とされている。

以上の要件が満たされている場合には、当該株式の3分の2に達するまで、その価格の8割相当額に対する相続税の納税が猶予される。猶予税額については、相続から5年以内に上記の要件を欠くこととなった場合には、その全額を納付しなければならない。それに対して、5年経過後に当該株式の譲渡等をした場合には、譲渡をした株式に対応する部分の猶予税額を納付することとなる。そして、事業を承継した相続人が死亡するときまでその事業を継続していれば、猶予税額は最終的に免除される。

本制度は、事業承継税制として画期的なものではあったが、以下のように中小企業の経営者にとって使いにくい制度であるとの批判も少なくない。第1に、事前確認制度を含めて、本制度の適用を受けるための手続きが煩雑である。第2に、適用を受けるための要件が厳しく、特に雇用確保要件は中小企業の経営の妨げとなる。

実際、本制度の創設以来、平成25年1月までに、本制度適用の基礎となる認定件数は、相続税について396件、贈与税について220件に止まっている。こうした状況の下で、政府でもその見直しが課題となっており、中小企業の関係団体もそれを要望していた。もっとも、本制度の利用件数が低い理由は、必ずしも制度の内容の欠点にのみ帰せられない。本制度が中小企業の経営者に対して十分に周知されていなかったことや、地価の下落により相続税対策の必要性が従来より小さくなったことなども挙げられる。

② その他の経営承継円滑化法上の措置

「経営承継円滑化法」は、遺留分についての特例も設けている。従来は、事業承継に関して事業主が後継者と定めた相続人に事業用財産の大部分を相続させようとしても、民法上の遺留分がその妨げとなっていた。それに対して、「経営承継円滑化法」は、事前の合意によって遺留分自体を制限することができることとした。しかし、この制度につい

ても、特例の基礎となる経済産業大臣の確認件数は、創設以来平成25年1月までに57件に過ぎない。

「経営承継円滑化法」は、金融支援についても定めている。事業承継の際には、分散した株式や事業資産の買い取り、相続税の納税資金、さらに親族外承継の場合における先代経営者からの資産の買い取りなど、様々な資金需要が生じる。他方で、中小企業においては、経営者が交代することによって信用状態が悪化する恐れがある。これらに配慮して金融支援の措置が設けられたものである。

(3) 平成25年度改正

上記の状況を受けて、平成25年度税制改正においては、以下の事業承継税制見直しが行われ、平成27年から適用されることとなった。これは、平成25年度税制改正大綱において、成長による富の創出に向けた税制措置のうち中小企業対策・農林水産業対策に位置づけられている。なお、このときに相続税の基礎控除引き下げや最高税率引き上げといった課税強化も同時に定められている。

第1に、適用要件の緩和が行われる。雇用確保要件は、「5年間において毎年8割以上を確保する」から「5年間平均で8割以上を確保する」へと改められた。また、本制度の適用を受ける後継者は、従来は先代経営者の親族に限られていたが、これが廃止され、いわゆる親族外承継も本制度の対象となった。さらに、贈与税の納税猶予制度においては、先代経営者は、贈与時において会社の役員を退任しなければならないとされていたが、これが会社の代表権を有していないことと改められた。これらは、中小企業の関係団体等から特に強い要望があった点である。

第2に、利子税の引き下げなど、負担軽減のための措置がとられることとなった。

第3に、事前確認制度の廃止をはじめとする手続の簡素化が行われることとなった。

このような法改正の方向は、基本的には妥当なものとして評価する。他方で、本制度はいわゆる政策税制であり、その有効性は、どれだけ本制度が利用されたかではなく、それによってどれだけ政策目的が達成されたかによって測定されなければならない。本制度の政策目的は、事業承継の円滑化である。それゆえ、本制度が多く納税者によって利用されたとしても、それによって事業承継の円滑化が図られるのでなければ、それは単に、意味の無い減税のばらまきになってしまう。

事業承継を妨げる要因には、相続税以外にも様々なものがある。平成23年に中小企業基盤整備機構が行った事業承継実態調査によれば、中小企業の経営者は、先代から事業を引き継ぐにあたり苦労した点として、「相続税、贈与税の負担」以上に、「経営力の発

揮」、「金融機関からの借入」、「取引先との関係の維持」、「一般従業員の支持や理解」、「金融機関との関係の維持」等を挙げている。実際、事業承継に際しては、個々の企業によってその直面する問題は異なるのであり、それゆえに事前の計画的な取り組みと広いサポート体制の整備が求められる。

ここで注目されるのは、経済産業大臣の事前確認が廃止された点である。これがあったために、これまでの納税猶予制度は、相続税負担の軽減のみならず、経営者が生前に事業承継のための計画的な取り組みをすることを誘因するという意味があった。しかし、その廃止によって、本制度は専ら相続税負担を軽減する趣旨へと変質したといえる。

(4) 海外の制度

① アメリカ

アメリカでは、内国歳入法典2032条Aにより、遺産税に関して、農業又は閉鎖的事業に用いられる不動産について、遺言執行者の選択により、農業又は閉鎖的事業としての使用に基づく評価をすることを定める。これを、特別使用価値評価 (special use valuation) という。この制度は、1976年税制改革法により創設された。なお、贈与税については、このような規定はない。

本制度の適用を受けるためには、被相続人の死亡前の8年間のうち5年以上、その不動産が被相続人またはその家族構成員によって所有され、農業その他の事業に供され、かつ被相続人またはその家族の構成員が農地の運営又はその他の事業に実質的に参加していたことが必要である。

特別使用価値評価が適用される場合も、評価額減額の総額は、75万ドルにインフレ調整を加えた額を超えることができない。

被相続人の死亡から10年以内、かつ相続人の死亡前に、相続人が不動産を処分し、または農業又は閉鎖的事業としての使用を終了した場合には、追加的遺産税が課される。

アメリカにおいても、遺産税が事業承継の妨げになっているという議論は存在する。しかし、特別使用価値評価が75万ドルという課税価格減額の限度を設けていたように、事業承継税制の中身は比較的小さいようにみえる。そして、本制度に農業を保護する効果があったか否かについて、疑問が提起されている。このように、事業承継税制があまり発達していないようにみえる理由は2つ考えられる。第1に、アメリカでは、日本以上に遺産税に関する節税策が発達している。第2に、アメリカでは、遺産税の廃止を巡る議論が活発に行われている。

② ドイツ

ドイツでは、事業用財産に係る非課税額は従来から認められていたが、事業承継税制は1997年から本格的に導入された。当初は、事業用財産や人的会社持分の相続につき一定の非課税額を与え、それを超える部分について課税価格を一定割合減額するというものであった。その後、何度かの法改正により優遇措置は拡大され、現在は事業用財産等について100パーセントの非課税が認められている。

本措置の適用を受けるための要件として重要なのは、給与支払総額であり、相続後の5年間で、相続前7年間の平均年支払給与の400パーセント相当額を支払うことが求められる。

以上の優遇措置は、納税義務成立時から5年以内に事業の譲渡や廃業等の事実があったときには、遡及的に効力を失う。

このように、ドイツにおいては事業承継税制が比較的充実している。その元になっているのは、当時の財産税および相続税を違憲であると判断した1995年の連邦憲法裁判所決定である。この決定の当時、不動産は、高くともその取引価格の10パーセント程度で評価されていた。連邦憲法裁判所は、この評価格差を平等原則に反すると判断し、立法者は遅くとも1996年末までに新措置を講ずる義務があるとした。そして、この決定の中で、中規模企業の承継の保護が要請されていた。この要請を受けたことと、不動産評価の適正化により何らかの措置をとらなければ相続税が著しい増税になってしまうことから、事業承継税制が拡大されたものと思われる。

さらに、連邦憲法裁判所は2009年にも財産評価に関して違憲判決を下している。これを受けて財産評価の適正化が図られたが、同時に事業承継税制がさらに拡大された。

このように、ドイツでは財産評価の適正化と、それに伴う相続税の実質的強化に対応して、事業承継税制の充実が行われている。

しかし、事業承継税制が充実しているということは、そこから生じる不公平や節税策への利用という問題性も大きいということである。また、事業承継の円滑化に対する効果についても批判がある。

(5)まとめ

第1に、日本に限らず、アメリカやドイツの例をみても、事業承継税制は、事業承継の円滑化のための政策としては、十分に検討が行われておらず、事業承継円滑化のための他の施策とも関連性を持っていない場合が多いため、その効果についても疑問があるということが判明した。

第2に、事業承継税制は、当然のことなが

ら、相続税制と密接な関係を有し、相続税の課税強化に伴い制度が充実される傾向があることが判明した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①渋谷雅弘、相続税・贈与税の改正と問題点、ジュリスト、査読無、1454号、2013年、印刷中

6. 研究組織

(1)研究代表者

渋谷 雅弘 (SHIBUYA MASAHIRO)

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80216035

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：